

平成 28 年度 まちづくり活動助成事業の実施について

1 まちづくり活動助成事業の目的

区民が自主的に行うまちづくりに資する実践活動に対して助成金を交付することにより、目黒区が進めるまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

2 平成 28 年度の募集内容

(1) 申請受付期間

平成 27 年 12 月 15 日 (火) から平成 28 年 1 月 29 日 (金) まで

(2) 周知方法

めぐろ区報 (12 月 15 日号) 掲載、ホームページ掲載、区内の掲示板にポスター掲示、
公共施設でチラシ配布

(3) 今後の予定

1 月 29 日 申請締切

3 月 まちづくり活動助成審査会で申請内容を審査

4 月 助成金交付

《参考》

・助成区分

- (1) 設立しておおむね 1 年～5 年未満で、地域コミュニティの形成・発展に取り組み、その活動に広く地域住民が参加できる団体が行う次の助成の対象となる活動で、活動の実施を通して地域の活性化や地域課題の解決に取り組むなど、地域コミュニティの形成につながるもの。・・・【団体育成助成】
- (2) 設立しておおむね 10 年を経過し、自立して活動しており、その活動に広く地域住民が参加できる団体 (過去に助成を受けた団体も可) で、次の助成の対象となる活動を通して、地域の活性化や地域課題の解決に取り組むなど、より一層の地域コミュニティの形成・発展が期待できるもの。・・・【コミュニティ形成助成】

・助成の対象となる活動

目黒区が取り組む重点プロジェクトの推進につながる取り組み。

- (1) 災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりの活動
- (2) 健康で生き生きとした、地域での安心な暮らしにつながる活動
- (3) 子育て・子育てを、地域のみんなで応援するまちづくりの活動
- (4) だれにもやさしい、快適な住環境づくりの活動
- (5) 地球温暖化の防止を地域から推進する活動
- (6) 人のふれあいとまちのにぎわいを増進する活動
- (7) 地域の課題解決、地域の魅力を高めることを目的とした活動

・助成金額

助成金の対象経費の一部であって、1件当たり10万円を限度とする。

・まちづくり活動助成審査会委員名簿

氏名	役職
堀井清之	白百合女子大学名誉教授
熊澤祐子	鷹番住区住民会議事務局長
石塚友宏	NPO法人目黒体育協会相談役
市川伍郎	碑文谷防犯協会会長
村田正夫	目黒区産業経済部長
上田広美	目黒区文化・スポーツ部長

以上